

＜福島第一原子力発電所プラント状況等のお知らせ＞
(3月17日 午前9時現在)

平成23年3月17日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

福島第一原子力発電所は全号機（1～6号機）停止しております。

1号機（停止中）

- ・原子炉は停止しておりますが、3月12日午後3時36分頃、直下型の大きな揺れが発生し、1号機付近で大きな音があり白煙が発生しました。水素爆発を起こした可能性が考えられません。
- ・引き続き原子炉への海水の注入を実施しております。

2号機（停止中）

- ・原子炉は停止しており、原子炉隔離時冷却系による給水を行っていましたが、原子炉隔離時冷却系の停止により、原子炉水位が低下、原子炉圧力が上昇しました。国の指示により、安全を十分確認した上で、原子炉格納容器内の圧力を降下させる措置を行ったこと、原子炉内に海水を注水したことから、原子炉水位や原子炉圧力は回復しました。
- ・3月15日午前6時頃に圧力抑制室付近で異音が発生するとともに同室の圧力が低下し、同作業に直接関わりない協力企業作業員および当社社員を一時的に安全な場所などへ移動しました。
- ・引き続き原子炉への海水の注入を実施しております。

3号機（停止中）

- ・原子炉は停止しておりますが、3月14日午前11時1分頃、1号機同様大きな音とともに白煙が発生したことから、水素爆発を起こした可能性が考えられます。
- ・3月16日午前8時30分頃、原子炉建屋から水蒸気のようなもやが発生していることを確認しました。そのため、現地の作業員を安全な場所に移動させたいうえで、ヘリコプターによる原子炉建屋上部への放水作業を実施することとしましたが、作業に問題があるという判断から、実施できませんでした。
- ・3号機の使用済燃料プールを冷却するため、放水車による放水の手順、体制、現場などを確認し、準備が整い次第、放水したいと考えております。
- ・本日午前6時15分頃から、圧力抑制室の圧力の指示値が、一時的に上昇したとの速報があったことから、監視を継続しております。
- ・引き続き原子炉への海水注入を実施しております。

4号機（定期検査で停止中）

- ・原子炉は停止しておりますが、3月15日午前6時頃、大きな音が発生し、原子炉建屋5階屋根付近に損傷を確認しました。
- ・現時点において、原子炉格納容器内での冷却材漏洩はないと考えております。
- ・その後の現場確認で、原子炉建屋4階北西部付近において、出火を確認し、消防署など

関係各所へ連絡しましたが、3月15日11時頃自然に火が消えていることを当社社員が確認しました。また、3月16日午前5時45分頃、同所において炎が上がっていることを当社社員が確認しましたが、午前6時15分ごろには火は確認できませんでした。今後、注意深く監視します。

- ・現時点において、原子炉格納容器内での冷却材漏洩はないと考えております。

5号機（定期検査で停止中）

- ・原子炉は停止しており、安全上の問題がない原子炉水位を確保しております。
- ・現時点において、原子炉格納容器内での冷却材漏洩はないと考えております。

6号機（定期検査で停止中）

- ・原子炉は停止しており、安全上の問題がない原子炉水位を確保しております。
- ・現時点において、原子炉格納容器内での冷却材漏洩はないと考えております。

負傷者等

- ・地震発生当初、発電所構内において協力企業作業員2名に負傷が発生し、病院に搬送
- ・当社社員1名が左胸を押さえて立てない状態であったため、救急車にて病院に搬送
- ・免震重要棟近傍にいた協力企業作業員1名の意識がないため、救急車で病院へ搬送
- ・原子炉建屋内で作業していた当社社員1名の線量が100mSvを超過し、病院へ搬送
- ・当社社員2名が1、2号機中央制御室での全面マスク着用作業中に不調を訴え、福島第二原子力発電所の産業医が受診することになり、福島第二原子力発電所へ搬送
- ・1号機付近で大きな音があり白煙が発生した際に4名が負傷し、病院へ搬送
- ・3号機付近で大きな音があり白煙が発生した際に11名が負傷し、福島第二原子力発電所等へ搬送。そのうちの1名が3月16日、治療を行いました。再度、脇腹痛を訴えたため、午前8時38分、オフサイトセンターへ当該負傷者の搬送を要請しました。その後、自衛隊のヘリコプターが福島第二原子力発電所構内に着陸し、同日午前10時56分、福島県立医科大学付属病院へ搬送いたしました。
- ・当社社員2名が現場において、所在不明

その他

- ・現在、発電所内の使用済燃料プールに冷却水を確保することについて、関係各所と調整を進めております。
- ・モニタリングカーによる発電所構内（屋外）の放射性物質（ヨウ素等）の測定値が通常値より上昇しており、以下のとおり、原子力災害対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したと判断しています。
 - ・3月12日午後4時17分に判断（MP4付近）
 - ・3月13日午前8時56分に判断（MP4付近）
 - ・3月13日午後2時15分に判断（MP4付近）
 - ・3月14日午前3時50分に判断（MP6付近）
 - ・3月14日午前4時15分に判断（MP2付近）
 - ・3月14日午前9時27分に判断（MP3付近）
 - ・3月14日午後9時37分に判断（発電所正門付近）
 - ・3月15日午前6時51分に判断（発電所正門付近）

- ・ 3月15日午前8時11分に判断（発電所正門付近）
 - ・ 3月15日午後4時17分に判断（発電所正門付近）
 - ・ 3月15日午後11時5分に判断（発電所正門付近）
-
- ・ 放射性物質放出の恐れがあるため、半径20km以内の地域住民に対して国から避難指示が出されており、また半径20kmから30kmまでは屋内待避指示が出されています。
 - ・ 3月15日午前10時頃、3号機原子炉建屋内陸側で400mSvが確認され、4号機原子炉建屋内陸側で100mSvが確認されました。
 - ・ 安全の確保に向け全力を尽くしてまいるとともに、引き続き周辺環境のモニタリングを継続・監視してまいります。

以 上